

30監総第1136号

平成31年 3月20日

(略)

東京都監査委員	清水 やすこ
同	神林 茂
同	友渕 宗治
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

平成31年3月8日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、訪問介護及び居宅介護支援の事業所を営む株式会社が、指定に必要な真正な登記事項証明書を提出せず、虚偽の指定申請を行ったことは不当であり、介護給付費に必要な保険請求の法律的原因に不備があるとして、事業に係る介護給付費及び生活保護費等の都負担分の八王子市（以下「市」という。）から都への返還と、当該事業所が廃止又は指定の取消しを受けていない場合は、市による当該事業所の介護給付費及び生活保護費等の支給停止の仮処分を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、介護保険の保険者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第3条第1項において市町村及び特別区と定められている。それに則せば、保険給付を行うことの可否の判断等については、市町村及び特別区が行うものであり、都は、市町村及び特別区に対し、介護保険法第123条の規定による財政措置として、介護給付等に要する費用の一定割合に相当する額を負担することとされているに過ぎない。

請求人は、本件請求において、介護保険の原資として都費が充てられていることを前提にその返還等を求めているが、その核心は、市が保険給付を行っていることの不当を問うものであると認めるのが相当である。

介護保険における保険給付をはじめとする事務は、保険者である市が定める財務会計規程その他関連法令等により、市において適正かつ適切に行われるべきものであるから、仮に都の公金が支出されるとても、市の保険給付が市の財務会計上の行為である以上、都の住民監査請求の対象にはなじまない。

このことについては、県が財団法人に支出したことが違法な公金の支出に当たるのかが争われた平成24年9月24日新潟地方裁判所の判決で、財団法人の運用財産の原資が県費であるからといって、財団法人の運用財産自体が公金になるものではなく、そのことを理由に県と財団法人の法人格を同一視することはできないから、財団法人が行った補助金申請者に対する支出は、財団法人の支出を対象とするものであると解することができ、県の財務会計上の行為を対象とするものとは認められない旨判示している。

また、請求人は、生活保護費等の返還や支給停止も求めているが、市における生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関は市長であり、市が支弁した保護費は、生活保護法第75条第1項第1号の規定により、その4分の3を国が負担することとされている。したがって、生活保護費等の支給が市の財務会計上の行為である以上、これも都に対する住民監査請求の対象になじまない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。